

岡崎市建設工事等の入札における質問回答取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市指名競争入札実施要綱、岡崎市電子入札実施要領及び岡崎市建設工事等入札事務処理要領に定めるもののほか、岡崎市が発注する入札案件（以下「入札案件」という。）に関する質問回答について、必要事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、総務部契約課で実施する建設工事並びに測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の電子入札案件について適用する。

(質問の提出方法)

第3条 公告中の入札案件に参加を希望する者又は指名通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）が当該案件の設計図書等について質問を行う場合は、質問書（様式第1号）を持参、FAX又はE-mailにより総務部契約課窓口へ提出しなければならない。ただし、現場説明を行う場合は、岡崎市工事施行事務取扱要領第8条及び次条による。

(現場説明に対する質問回答)

第4条 工事等担当課長は、岡崎市工事施行事務取扱要領第8条第3項に規定する現場説明に対する質問回答書を作成したときは、速やかに総務部契約課長に提出するものとする。

2 総務部契約課長は、前項の提出を受けたときは、提出を受けた日の翌日（その日が岡崎市の休日を定める条例（平成元年岡崎市条例第34号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その翌日）までにあいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスに現場説明に対する質問回答書を公開するものとする。

(質問の提出期間)

第5条 入札参加者が質問書を提出することが可能な期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、公告日から参加申込期間最終日の17時まで
- (2) 指名競争入札の場合は、入札書受付開始日の属する週の月曜日（休日の場合は、その翌日）を基準として総務部契約課長が定めた日の17時まで

2 前項の規定にかかわらず、入札案件の内容、及び入札方式等によって、その期間を変更して発注を行うことができる。

3 前2項の期間については、入札の公告及び指名通知に記載するものとする。

(回答の作成依頼)

第6条 総務部契約課長は、質問書の提出を受け付けた場合は、速やかに、回答作成依頼書（様式第3号）を工事等発注担当課へ通知し、当該質問書に関する回答

の作成を依頼するものとする。

(回答の作成)

第7条 工事等担当課長は、前条の依頼を受けた場合は、速やかに、質問回答書(様式第2号)を作成しなくてはならない。

(回答の提出)

第8条 工事等担当課長は、前条の質問回答書を作成したときは、総務部契約課長に質問回答書及び回答書(様式第4号)を提出するものとする。ただし、提出期限は当該案件の入札開始日前々日(その日が休日の場合はその前日)までとする。

(回答の公開)

第9条 総務部契約課長は、前条の提出を受けたときは、提出を受けた日の翌日(その日が休日の場合はその翌日)までにあいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札情報サービスに質問回答書を公開するものとする。ただし、指名競争入札の場合は、入札参加者のみに公開するものとする。

(その他)

第10条 入札案件に関する質問回答について、この要領に定めのない事項は都度定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月18日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札等に適用する。